

随時監査（小修繕）結果報告

〔 建設局
教育委員会事務局 〕

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	横	山	道	弘
同	白	井	洋	二
同	大	澤	和	士

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施した平成18年度随時監査(小修繕)について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

建設局及び教育委員会事務局における平成17年度に随意契約(専決契約)により執行された小修繕(施設の維持管理に関するもの)業務

- ・建設局 2,129件 518,752,262円 (うち緊急 396件 32,632,727円)
道路機動隊事務所, 公園緑地部管理課, 森林整備事務所, 王子動物園, 建設事務所及び水環境センター
- ・教育委員会事務局 5,247件 1,130,753,627円 (うち緊急 1,072件 94,014,484円)
教育委員会事務局各課及び学校園

を監査の対象とし, そのうちの発注日が平成17年10月1日から11月30日の2箇月分を抽出した。

なお, 学校園については17年度の全321校園(2分校を含む)のうち, 小学校18校, 中学校9校, 高等学校1校, 養護学校1校, 高等専門学校1校をさらに抽出して監査した。

2 監査の期間

平成18年7月28日~平成18年12月21日

3 監査の方法

監査は、小修繕業務が法令等に基づき適正に行われているか、また、効率的に行われているか、関係書類の審査及び職員に対する質問等の方法により実施した。

4 主な監査項目

- | | |
|---------|---|
| (1) 契約 | <ul style="list-style-type: none">・ 契約方法及びその単位は適正か。・ 契約関係書類は適切に整備されているか。・ 契約先が適正に選択されているか。・ 契約事務が適正に行われているか。・ 支払いの遅延はないか。 |
| (2) 内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 契約内容が明確にされているか。・ 件名と内容が一致しているか。 |
| (3) 積算 | <ul style="list-style-type: none">・ 修繕料の算出は明確な根拠に基づき正確に行われているか。・ 予定価格は恣意的に作られていないか。 |
| (4) 履行 | <ul style="list-style-type: none">・ 契約どおり履行されているか。・ 履行に関して、関係法規及び諸基準を遵守しているか。 |
| (5) 検査 | <ul style="list-style-type: none">・ 履行確認が適正にされているか。 |
| (6) 審査会 | <ul style="list-style-type: none">・ 審査会の運営が適切にされているか。 |

5 監査の結果

5 - 1 小修繕にかかる随意契約の概要

神戸市においては、施設の維持管理を行う場合、小規模な修繕については、各局で随意契約することができる。

この場合、助役以下専決規程による専決契約締結限度額の範囲内で契約を行うことができ、この限度額を超える場合は、行財政局経理課の契約で行われている。

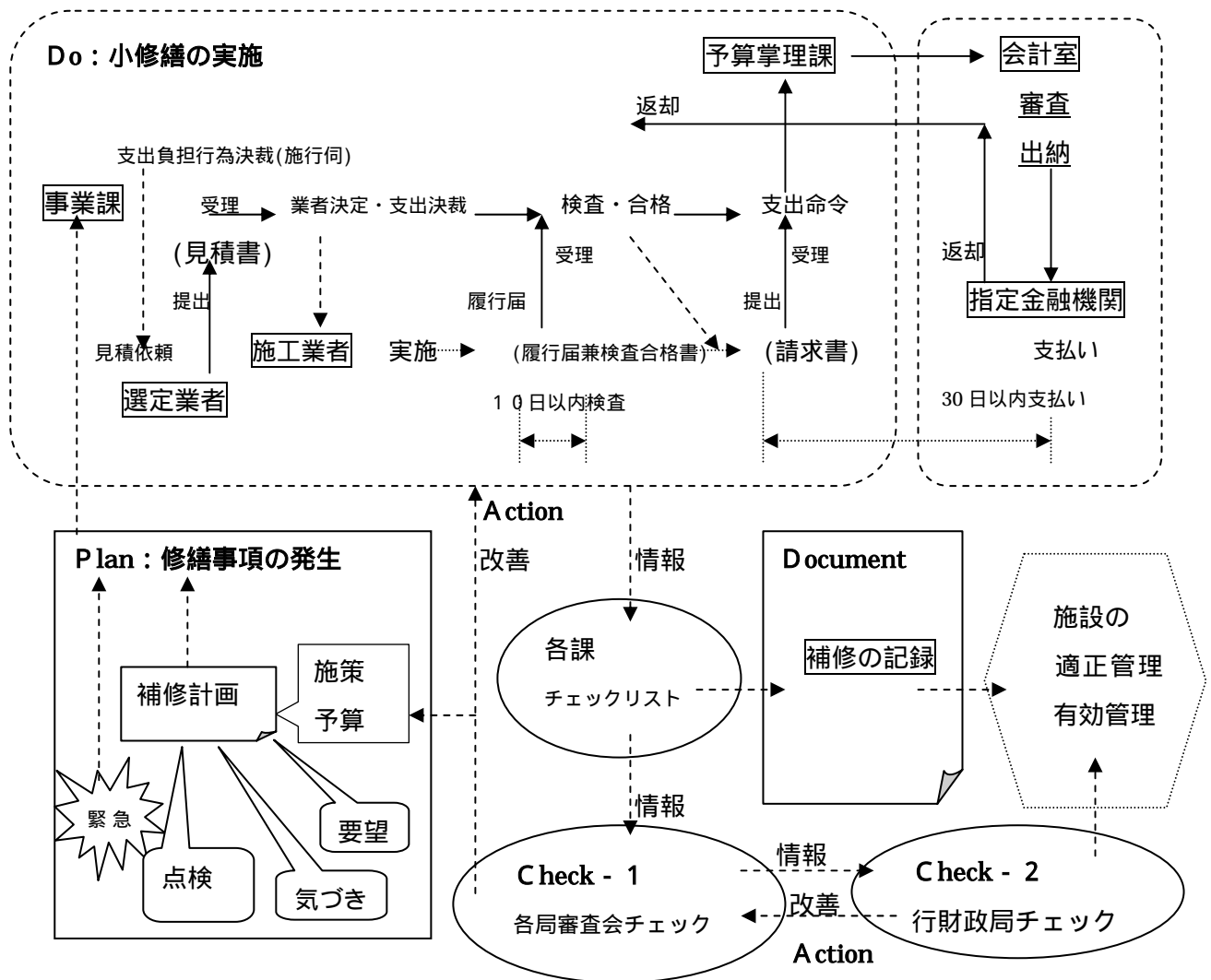
随意契約は、競争によらないで、特定の相手方を選択して契約を締結する方法である。これは「複数の相手方から見積もりを徴集する」場合と、最初から「特定の一人を相手方として選ぶ」場合の2つに分けられる。市の契約は、公正かつ経済的であることが要請される点から前者が原則である。しかし、小修繕では緊急対応と緊急対応外に区分して、必要とされる修繕の様々な状況に適切な対応が図れるようになっている。

随意契約の長所としては、簡便かつ機動的な運用ができることがあげられるが、一方では短所として、相手方の選定が一部に偏ったり、競争に比べて不利な条件で契約を締結したりするおそれがあることなどがあげられる。

この短所を補うために現在、事務処理基準や審査会などのチェック体制を整備して、適正な事務処理に努めている。

(小修繕の事務処理システムの概念図)

——▶書類等の流れ
 - - -▶情報等の流れ



5 - 2 運用状況（今回対象局）

	建設局	教育委員会事務局
専決規程 (小修繕)	課長 100 万円以下	課長 100 万円以下 学校長 200 万円以下 部長 150 万円以下 教育長 300 万円以下
小修繕 審査会	「建設局小修繕審査委員会要領」 平成 15 年 6 月 10 日 建設局長決定	「教育委員会事務局小修繕審査会設置要領」 平成 15 年 6 月 1 日 教育長決定
事務処理 基準	「建設局小修繕事務処理基準」 平成 15 年 7 月 10 日 建設局長決定	「随意契約(専決契約)事務処理基準」 平成 15 年 8 月 7 日 小修繕審査会決定 平成 17 年 2 月 2 日(改定) 小修繕審査会決定 「随意契約(専決契約)事務処理基準細目」 平成 17 年 2 月 2 日 小修繕審査会決定
運営状況	平成 17 年度 審査会開催回数 2 回	平成 17 年度 審査会開催回数 2 回

- 備考 - (「事故の再発防止に向けた対策」平成 15 年 5 月 - 事故再発防止委員会) による提示事項
 随意契約(専決契約)事務処理基準, 事務処理の流れ,
 各局室区小修繕審査会設置要領, チェック体制,
 専決契約発注リスト, 専決契約集計表

5 - 3 監査の結果

小修繕業務の概要と運用状況は、以上のとおりであった。

抽出事例における監査の結果、事務処理は、おおむね適正におこなわれているものと認められた。

しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。

(1) 契約に関する事務について

ア 請負代金支払の遅延

請負契約約款によると、請負代金は請負人の請求後 30 日以内に支払うことになっているにもかかわらず、遅延している事例が見受けられた。

支払に係る手続は適正に行うべきである。

(建設局東部建設事務所)

(教育委員会事務局社会教育部生涯学習課)

(学校園)

また、履行確認後6箇月後に支払われている事例が見受けられた。

請負人からの請求が遅れたことによるが、請負人と連携を密にし、支払に係る所定の手続は、すみやかに進められたい。

(建設局中部建設事務所)

イ 契約の単位

契約相手、契約内容、作業時期が同一であるにもかかわらず、分離発注されていた以下の事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

- ・専決の範囲を超えていたため分離発注している事例

(建設局西水環境センター)

- ・契約相手の提出書類の件数に合わせている事例

(六甲アイランド高校)

ウ 適正な契約手続き

工事が完了している記録があるのにその後に発注処理している事例、日付を間違えて記載している事例が見受けられた。

適正な発注事務を行うべきである。

(建設局垂水建設事務所)

(建設局東水環境センター)

(2) 内容に関する事務について

ア 件名の付け方

件名は、補修内容や施工場所等を簡潔かつ的確に把握出来るものにすべきであるにもかかわらず、ほとんどの物件を同じ名称としている事例が見受けられた。

適切な事務処理を行うべきである。

(建設局西建設事務所)

(教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課)

(3) 履行に関する事務について

ア 施工の確認

既存の基礎を再利用して補修する公園灯の柱部の取り替え工事において、ホールインアンカーの平面施工位置について、基礎の縁端部との離隔が不明確である事例が見受けられた。

埋設されてしまう重要な施工部分は明瞭な確認記録を残しておくべきである。

(建設局北建設事務所)

イ 安全な工事

中学校のカウンセリング室の改修工事において、流し用電気温水器の設置に際し、アース工事をしていない事例が見受けられた。

事故防止のため速やかに整備すべきである。

(教育委員会事務局総務部学校整備課)

ウ 適切な工事

小学校の窓枠取替工事において、固定窓にすべきものを、引き違い窓に改修している事例が見受けられた。

適正な工事を行うべきである。

(太山寺小学校)

(4) 検査に関する事務について

ア 写真などによる履行記録

動物舎の改修工事をはじめ写真などによる履行記録が無い事例や、木製遊具補修などについて、写真の撮り忘れの多い事例が見受けられた。

適切に履行記録を整備させる必要がある。

(建設局王子動物園)

(建設局西部建設事務所)

また、施工現場によっては特段の安全対策を指示し、見積もり書にも「フェンス張り養生」が明記されているにもかかわらず、設置を確認できる写真のない事例も見受けられた。

状況によりの確な写真を記録させ受理するべきである。

(建設局西部建設事務所)

イ 写真の撮影方法

履行確認及び施工記録のため写真を受取っている。

しかし、発注書で3種ケレン(劣化塗膜、錆を除去し、鉄肌をあらわす)となっているが、さびが残っている作業途中の写真を受取っている事例が見受けられた。

施工工程の適切な写真を受取るべきである。

(建設局中央水環境センター)

(5) 審査会

ア 審査会の運営

「各局室区小修繕審査会設置要領」において、小修繕契約件数が1,000件を超える部局は年4回審査会を開催すべき規程になっているにもかかわらず、規程どおり開催されていないか

つた。

適正な運営を行うべきである。

(建設局)

(教育委員会事務局)

イ 審査会への付議

道路機動隊事務所の建物及び付帯設備，並びに公園砂防部管理課所管の公園施設に関する
その他請負専決契約について，建設局小修繕審査委員会の所掌事務としていなかった。

適正な事務処理を行うべきである。

(建設局)

ウ 緊急対応業者の決定時期

10月に緊急対応として発注された公園の漏水補修2件の工事において，緊急選定業者が
17年度の選定外業者であった事例が見受けられた。

選定業者が未通知であったため前年度の業者を選定したとの理由であるが，選定業者は，
年度の当初からの確に運用できるように整備しておくべきである。

(建設局)

6 意見

ア 発注仕様の整備

スプリング遊具の基礎部の施工において，土中埋め込みタイプであるが，現場での補強ブ
レートの溶接やセメント改良の補強を行っている事例が見受けられた。

この事例では現場状況に応じて施工を行ったとしているが，他の公園での同様工事では，
メーカーの標準仕様に基づいて基礎コンクリートを施工している事例もあった。

公園施設の安全管理の観点から，遊具としての安全性が確認されかつ経済的な発注仕様を
事前に検討し整備しておく必要がある。

(建設局東部建設事務所)

イ 業者の選定

3社見積もりの組み合わせが同じで，何れも最低価格であったことを理由として同一業者
を選定している事例が見受けられた。

また，数件の公園遊具の補修全てにおいて，遊具修繕業者を選定しているにもかかわらず，
造園業者の3社と見積もり合わせをし，いずれも最低価格となった同じ業者を選定している
事例が見受けられた。

施工可能な業者がないことなどを理由としているが，一方で抽出した2箇月中ではある
が，一度も見積もりにも選定されていない業者も見受けられた。

可能なかぎり，適宜組み合わせを変えるか，形式的な見積もりにならないように，的確な

選定業者の入れ替えや業者数，或いは見積もり合わせの運用の方法も含めて，検討が必要と思われる。

(建設局)

ウ 支出単位の適正化

同一施工業者の工事は数件をまとめて支出決裁をして，事務処理の合理化を図っている。しかし，4，5箇月もの長期間にわたる，複数の担当者の，それぞれ数件の発注工事を1件にまとめて経理処理をしている結果，発注単位ごとの手続きでは検査の履行や支払い事務について，不適正な事例が見受けられた。

業者の偏りの防止チェックのみで足りるとするのではなく，同時に経理処理の基本を大きく逸脱するようなものではあってはならない点にも留意する必要がある。

支出単位の方法について改善検討が必要と思われる。

(建設局西建設事務所)

エ 履行確認方法についての検討

業務履行確認の関係書類としては，一般的な方法として写真記録でなされている。

しかし，庁舎や校舎の設備などの小修繕においては，特に写真による方法も含めて，履行・施工記録を意識していない状況がある。その他請負契約による小修繕であっても，支払い事務のための直接的な検査の他に，自主監査や相互監査或いは局の審査会によるチェック及び行財政局における事務調査等，小修繕発注部署以外の第3者が，後日客観的に履行確認を必要とする場合があり，履行届兼検査合格報告書と合わせて，検査員が履行を確認した関係書類も適宜保存が必要と思われる。

従って施工記録写真以外にも，工事立会い者の履行確認書などの書面形式の他，状況に応じた確認記録方法の適用を検討されたい。

(建設局)

(教育委員会事務局)

オ チェックリストの整合

発注書や施工記録による記載事項と，支出決裁の記載事項などが，月別チェックリストの記載事項と異なっている事例が見受けられた。

チェックリストは，発注履歴や経理処理経過などチェック時点における事実経過を的確に反映し，チェックをする者が容易に問題点を把握できる必要がある。

また，記載事項が信頼できるものでなければならぬから，記入ミスや転記ミスなどが生じないようにすると共に，チェックリストのシートへの記入事項なども，支出担当部署とも連携してチェックが円滑に行えることを主眼に，再確認，再検討する必要があると思われる。

(建設局)

カ 総括意見

工事定期監査に併せて実施する小修繕への随時監査は17年度第3期において、みなと総局と交通局に対して実施し、今回は2度目として建設局と教育委員会事務局を対象局としたが、全市の中では件数および金額共に2位と1位の局となっている。

小修繕に対する専決規程を適用しての随意契約（専決契約）の制度は、平成15年5月に抜本的見直しが行われて以来、既に3年余りを経過したことになるが、事故の再発防止を主眼に各局ではその適正な運用に努められている。

制度見直しの経緯からすると、「事務処理基準の遵守」をはじめ、「業者選定・契約の適正化」の他、「各局審査会、および事故再発防止委員会などのチェック体制」などが適正に機能していることが求められている。そこで各局では同委員会の提示事項に基づき、自局の小修繕システムを構築している。

一方で、小修繕システムを適用しての適正な維持管理は、公正・公平性と共に、施設の安全かつ有効な保全と利用を図ることが本来の目的である。

また、小修繕制度による補修の必要原因の大半は、主に単発・小額の発生、緊急対応的な側面があり、そのためには、相当の技術力と対応力を有した適切な業者の選定に基づき、迅速かつ経済的・効率的に行なう必要がある。

従って指摘した事項の改善措置、或いは意見で触れた点の再検討を通じて、使い易くて信頼のある施設管理システムに結びつくように努力されたい。

- 参考資料 -

17年度発注状況の部署別内訳（抽出は10月，11月分）

1 建設局

部 署	発注件数	発注金額：円	抽出件数	備 考
道路機動隊事務所	3	142,800	0	事務所庁舎設備
公園砂防部管理課	1	771,750	1	東遊園地，税関線，御崎公園
森林整備事務所	1	102,900	1	管内の諸設備，管理建物 他
王子動物園	222	25,395,489	37	動物舎，園内設備，管理棟 他
東部建設事務所	163	43,102,600	30	公園施設にかかわる諸設備 街灯，水道，便所，遊具，鉄柵 ネットフェンス，パーゴラ 他 及び事務所庁舎設備
中部建設事務所	154	44,905,827	23	
西部建設事務所	240	74,735,573	42	
北 建設事務所	240	31,343,095	35	
垂水建設事務所	89	18,187,124	23	
西 建設事務所	244	20,711,266	26	
東 水環境センター	181	64,347,335	15	
中央水環境センター	290	106,706,810	39	
西 水環境センター	301	88,299,693	36	
合 計	2,129	518,752,262	308	抽出率 14.5%（件数）

2 教育委員会事務局

部 署	発注件数	発注金額：円	抽出件数	備考
教職員課	1	44,100	0	総合教育センター
学校整備課	970	618,739,425	77	学校園が発注しない学校の小修繕
学校再開発・振興室	5	2,058,750	0	幼稚園が発注しない小修繕の一部
指導課	17	6,763,345	1	補導センター，教育相談所，自然教育園
健康教育課	20	2,422,669	3	学校給食共同調理場
生涯学習課	167	36,187,228	23	公民館，他
文化財課	5	3,509,100	0	異人館，他
スポーツ体育課	38	12,222,159	11	弓道場，地域スポーツクラブのクラブハウス
博物館・美術館	11	1,475,544	6	
中央図書館	42	4,885,573	9	中央図書館および各図書館
小計（学校園除く）	1,276	688,307,893	130	抽出率 10.2%（件数）
幼稚園	26	5,098,949	0	46園
小学校	2,323	256,840,901	97	170校
中学校	1,330	142,434,419	80	83校2分校
高等学校	187	27,866,779	12	13校
盲・養護学校	82	6,186,351	13	盲学校1校，養護学校5校
高等専門学校	23	4,018,335	3	1校
小計（学校園）	3,971	442,445,734	205	学校園が直接発注したもの
合 計	5,247	1,130,753,627	335	抽出率 6.4%（件数）

なお学校園は更に下記のとおり抽出した。

小中学校

	比較的新しい校舎の小学校			比較的古い校舎の小学校			中学校	
	学校名	建設年度	抽出件数	学校名	建設年度	抽出件数	学校名	抽出件数
東灘区	本庄小学校	H9	6件	渦が森小学校	S45	9件	本山中学校	7件
灘区	灘小学校	H8	5件	鶴甲小学校	S43	2件	長峰中学校	10件
中央区	中央小学校	H9	4件	雲中小学校	S47	9件	神戸生田中学校	12件
兵庫区	兵庫大開小学校	H2	5件	水木小学校	S31	3件	湊川中学校	11件
北区	桂木小学校	H10	5件	北五葉小学校	S45	5件	有野北中学校	2件
長田区	真野小学校	H8	5件	雲雀丘小学校	S45	4件	雲雀丘中学校	19件
須磨区	西須磨小学校	H9	7件	白川小学校	S46	12件	太田中学校	8件
垂水区	東垂水小学校	H13	2件	高丸小学校	S34	6件	星陵台中学校	6件
西区	井吹西小学校	H10	4件	太山寺小学校	S41	4件	押部谷中学校	5件

高等学校

六甲アイランド高校 12件

盲・養護学校

青陽西養護学校 13件

高専

工業高等専門学校 3件